（削る）

（削る）

２～６　（略）

（国際室並びに企画官、都市企画調整官、都市政策推進官及び海外プロジェクト推進官）

第四十四条　総務課に、国際室並びに企画官、都市企画調整官、都市政策推進官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

６　都市政策推進官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

７　（略）

（デジタル情報活用推進室及び都市環境政策室並びに都市政策企画調整官）

第四十五条　都市政策課に、デジタル情報活用推進室及び都市環境政策室並びに都市政策企画調整官一人を置く。

２　デジタル情報活用推進室は、都市局の所掌事務に関するデジタル技術及び情報の活用の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

３　デジタル情報活用推進室に、室長を置く。

４・５　（略）

６　都市政策企画調整官は、命を受けて、都市政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（都市開発金融支援室並びにまちづくり調整官及び国際競争力強化推進官）

第四十八条　まちづくり推進課に、都市開発金融支援室並びにまちづくり調整官及び国際競争力強化推進官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　まちづくり調整官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　（略）

（国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官）

第六十八条　企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

２～８　（略）

（削る）

９　（略）

２　鑑定評価指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産鑑定士試験に関すること。

二　不動産の鑑定評価の基準に関すること。

三　不動産鑑定業者及び不動産鑑定士の登録及び監督に関すること。

３　鑑定評価指導室に、室長を置く。

４～８　（略）

（国際室並びに企画官、都市企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

第四十四条　総務課に、国際室並びに企画官、都市企画調整官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

（新設）

６　（略）

（都市環境政策室並びに都市政策企画官、都市政策調査官及び都市再構築企画官）

第四十五条　都市政策課に、都市環境政策室並びに都市政策企画官、都市政策調査官及び都市再構築企画官それぞれ一人を置く。

（新設）

（新設）

２・３　（略）

（新設）

４　都市政策企画官は、命を受けて、都市政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

５　都市政策調査官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

６　都市再構築企画官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する都市の再構築に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（都市開発金融支援室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官）

第四十八条　まちづくり推進課に、都市開発金融支援室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　まちづくり企画調整官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　（略）

（国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官、道路計画調整官及び海外道路プロジェクト推進官）

第六十八条　企画課に、国際室、道路経済調査室及び評価室並びに道路事業調整官、道路計画調整官及び海外道路プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

２～８　（略）

９　道路計画調整官は、命を受けて、路線別の道路の整備等に関する計画に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

10　（略）